

東京都事前協議の意見及び市の対応

No.	東京都意見			市の対応
	頁	項目	意見	
1	18	【参考】立川消防署における平素の業務	立川警察署の業務は記載しなくてよいのでしょうか。	消防、警察とも同じ管内である立川市も消防のみの記載であること、また本協議会で特に指摘がなかったことから記載しないこととした。
2	30	(3)住民等への周知	身分を確認できるものの例として、住基カードも記載していたほうがよいと思います。	意見のとおり追加する。
3	50	【参考】武力攻撃事態等における東京消防庁（立川消防署）の業務	立川警察署の業務は記載しなくてよいのでしょうか。	No. 1 に同じ。
4	58	第 1 警報の伝達等	Jアラートにより防災行政無線を自動起動して警報・サイレンを伝達する旨、記載願います。	意見のとおり追加する。
5	-	他区市町村の避難住民の受入	立川市等、他区市町村の避難住民の受入についても章立てで記載している自治体がありますが、本件について検討状況はいかがでしょうか。	計画原案 5 5 頁に他の区市町村に対して応援を行う旨の記載があり、この規定により避難住民の受入に対応することとし、章立てでの記載は行わないこととした。